

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年4月18日(火)16時00分～17時20分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
保安管理部 施設安全課 主査  
環境技術センター 再処理技術開発試験部 研究開発第1課 マネージャー  
プルトニウム燃料技術開発センター 技術部 品質保証課 課長 他3名  
安全・核セキュリティ統括本部  
安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・資料 1-1 核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表  
使用(変更)許可と保安規定の記載整理表  
保安規定に記載すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)  
・資料 1-2 核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表  
使用(変更)許可と保安規定の記載整理表  
保安規定に記載すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の本田です。それではですね今日、面談なんですけども
0:00:09	は、
0:00:11	昨年度の3月22日付で核燃料サイクル工学研究所のですね、核燃料物質使用施設の保安規定の変更認可申請が申請されましたけれども、
0:00:25	それについての面談ということでよろしくお願いたします。それで今日の今回のその変更申請の内容につきましては、
0:00:35	令和3、5年の2月6日付で核燃料サイクル研究所の変更許可申請、
0:00:44	された内容のそれを具体的具体化した保安規制の反映というふうに理解しておりますし申請書にもそのように書いてございますんで、
0:01:00	7、変更の内容につきましてはちょっとこちらからいろいろ確認させていただき事項がございますのでそれに沿った形で、補足でか、説明いただくことがあればお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。それでよろしいでしょうか。
0:01:18	はい、お願いします。はい、承知しました。それではまず保安規定の審査書申請書の
0:01:29	これは111の、
0:01:33	ごめん、2-2の2ページ、2-2ページ、よろしいですか。
0:01:40	ここでデブリの話なんですけどもデブリの話で、
0:01:46	研究開発課長がデブリを取り扱う際の措置を
0:01:51	これは、
0:01:55	第4条、第4条の12号、
0:01:59	第8条の第5号、5項、5号、5項で、それぞれ規定を追加されているわけなんですけども、
0:02:09	特に第4条の12の方なんですけども、これは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	デブリを取り扱う場合は、印章対策として、
0:02:22	金属等の不燃性容器内で取り扱わなければならないと、こういうふうな規定になっておりますけれどもこれ具体的にどういう形で取り扱うことになるのでしょうか。
0:02:35	はい。
0:02:39	C P F のヤノと申します。ですね、こちらに関してはですね、セル内においてはですね、
0:02:49	具体的な記載はないんですが、実態、
0:02:54	としてはですね、金属製バットの中ですか、
0:02:58	その不燃性のガラスのビーカの中とかですね。
0:03:05	とにかくその延焼防止ということで、入れてあるものや容器まで燃えないように例えばポリ性のものを使ってしまうと。
0:03:14	そそれも含めて燃えてしまう可能性が出てきますので、基本的には、金属等の不燃材り不燃性の容器の中で取り扱うという記載にしまして、先ほど申し上げた通りで、
0:03:26	想定しているのは、金属製のバットや容器ですね、或いは河成の容器を想定しております。
0:03:36	以上です。
0:03:39	ありがとうございます規制庁の問題です。今、冒頭でセル内でっておっしゃったんだけどこれセル内において、
0:03:46	今矢野さんがおっしゃったみたいな金属製の伐倒ガラス製の容器やと。
0:03:52	ビーカーとおっしゃいましたが、そういうことを、セル内でそういった容器の中で、
0:03:58	取り扱うってそういうふうに理解でいいですか。
0:04:01	カクサケン C P F の矢野です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:06	セブないに限らずですね、ごめんなさい先ほどはちょっと触れないということが予定だったんですが、セル内に限らずですね、グローボックスの中で、取り扱い場所全般において、
0:04:18	同様の対策をしたいと考えております。以上です。はい。はい。規制庁の本田です。ありがとうございました。使用する場所、セル内、グローボックス内等々でも、必ずこういった
0:04:32	金属製の
0:04:34	容器の中で、取り扱われるということを理解いたしましたありがとうございます。
0:04:39	それでちょっと引き続きなんですけど第8条でちょっとこれは確認できないんですけど、第8条でも同じような、
0:04:47	金属製の容器に取り扱われなければならないと第5項で書いてあるんですがこれはもう文字どおりこの
0:04:54	貯蔵する場所においては、金属製の容器、
0:05:01	収納した上で、貯蔵場所で貯蔵すると、そういうふうに理解しましたが、
0:05:06	よろしいですか。
0:05:09	はい、おっしゃる通りです。あ、ごめんなさいCP船山と申します。おっしゃる通りです。基本的に貯蔵のところはですね、
0:05:18	ガラス等の壊れやすいものは、用いるつもりはなくてですね、おっしゃる通りで、現状、
0:05:26	他の核物質も記載はないんですが、ステンレス製の容器を用いて、貯蔵庫に入れるということをしておりますので、
0:05:35	同様な対応となると考えております。以上です。
0:05:40	規制庁の本田ですありがとうございました。
0:05:44	引き続きちょっと確認させてください。
0:05:52	ちょっとお待ちください。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:01	えっと、申請書の2-3ページ。
0:06:10	制限量ということで公表が、村里を書かれておって、数字がいろいろ書かれておるわけですけどもそのアンダーラインが今回の変更の箇所。
0:06:22	というふうに記されておるんですけどもちょっとこれ
0:06:27	こちらの理解がいいのかどうかちょっと確認させてもらいたいですけどまずあの、
0:06:38	他の燃料を合わせて200分の220グラム云々で聞こえないっていう、云々ってこの記載につきましては、
0:06:48	許可申請書の注釈において、
0:06:55	書かれている内容であるというふうに理解つまり、許可との整合って意味ではそういうこと、その内容をこう表現してるってことでよろしいでしょうか。
0:07:10	はい。CPFヤノと申します。おっしゃる通りです。以上です。はい。
0:07:18	あと、同じく
0:07:25	同じ表で、
0:07:30	あの混在式内に混在させないっていうような表現もございますけれどもこれも今度はその許可申請書のさ、8.3項の、
0:07:40	貯蔵施設の設備っていうところを書くところに、
0:07:44	注釈で、
0:07:45	※1、注釈であるんですけどこれを、こういうふうに、ここ、許可申請書にあるその注※アスタリスク1の記載を保安規定のこの表においてはこのように記載してるっていうふうに理解してますけども、それで、
0:08:00	よろしいですか。CPFヤノです。おっしゃる通りになります。はい。以上です。はい。
0:08:15	ごめんなさい。規制庁の本田です今、私がちょっといろいろ話したことは今日の資料の許可制方の表にありましたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:28	何かあったんです。
0:08:56	本日お配りしているその整理表のうちですね、
0:09:06	こうなると。例えば、
0:09:09	ちょっとお待ちくださいねですかね。
0:09:12	はい。いいですね。
0:09:15	6 ページだと思うんですけど、使用規則第 2 条、12 号第十三号と設計想定辞書等に係る修設等の保全に関する措置というところで、
0:09:31	深さのところには可燃物の管理ということでございますので、
0:09:38	厳密に可燃物かというところは議論がございしますが、こちら驚尾しません、恩田です。規制庁の方ですいませんまず資料のは 1-2 ですよ。失礼しました。資料の一番であります。
0:09:54	読み上げてくださったのは、あれ、
0:10:00	3 種類あるじゃないですか
0:10:03	審査基準と保安規定の記載整理表というのと、
0:10:09	はい。
0:10:10	あともう 1 個は、
0:10:12	使用許可と保安規定の記載整理表。
0:10:19	ちよっともう 1 個は
0:10:23	保安規定に記載すべき事項っていうやつ、これのうちのどのどっか 3 種類の中どれを、のページを読んでくださった話。
0:10:33	ですね先ほどの審査基準との定積 5 というところでは先ほどの箇所ですね葛西のところろうに対する話になるのと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:44	えーとですね。
0:10:49	最大貯蔵能力ですので、使用規則第 2 条の中に、
0:10:57	一応、既存 15 のところですね。
0:11:02	二瓶です。フェイスは、そうすると、
0:11:10	5 ページの下の 5 ページ 6 ページ。
0:11:15	ごめんなさいページ数はですね、5 ページ目ですね、すみませんちょっと後からさかのぼる形で恐縮なんですけど、
0:11:22	2 ページ目に最大貯蔵能力の話が書いてございますので、記載としてはちょっと簡便ではございますが、
0:11:32	これはどちらに、貯蔵場所の取り扱い線源に関してということです。あと、資料に関してはですね、またちょっと前に戻っていただいて、ページで 3 ページ目ですね、臨界管理についてということで、
0:11:47	こちらで取扱制限量を記載がありますので、
0:11:52	こちらですね、取扱制限量についてというところで、取り扱い量の制限を追加しているという形になります。
0:12:01	許可章との関連ということです。ちょっとちょっと待ってください。
0:12:08	ちょっと待ってください。はい。
0:12:18	もう、ほぼここじゃないんだけど、規制庁の本田清刀禰です。
0:12:25	まず 1-2 のあれです。その中に整理し、何枚ぐらいだろう。
0:12:33	6 枚目ぐらいに、許可との、
0:12:37	許可と保安規定の記載整理表っていう表紙の紙があるじゃないですか。
0:12:43	はい。ここで、ここで今私が言ったことってどこで見れますかっていう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	ことなので多分1-2かな、初めにご質問いただいた火災については1-1のところですね。
0:12:58	はい。火災等による損傷の防止というところで書かせていただいております。一番、
0:13:08	次、西田の使用料の話ですね。1-2の方で、先ほどの保安規定の表が出てきますので、
0:13:18	こちらで書かせていただいているというような格好になります。
0:13:24	ちょっとわかりませんちょっとお待ちください。
0:13:51	あ、成長のホンダです。すいませんえと。
0:13:54	ちょっと説明ちょっと途中なっちゃったら申し訳ないんですけど1-2のページの左側に表がありますですよ。
0:14:03	はい。それで、右側に、許可章
0:14:06	申請書の記載っていうことで、本文とあって、
0:14:10	文字があるんですけどこれの、例えば私が言ったその中で、*の1とか*の3っていうのはここにはないですよ、記載は。
0:14:20	そう。そうですね安全運記載省略されてて、ちょっとさ、ショウリヤク中のこと私が言ったのかなという気がするんだけど、結構、何。
0:14:30	7のですね7-3のそこで、ごめんなさい江藤小学校なんですね申請書上はたくさんに分かれていて、ここに全部載せちゃうと、なかなか難しかったので記載省略ということで、
0:14:43	書かせていただいておりますが、
0:14:47	各セルにおけるですね
0:14:50	取り扱い場所における取扱制限と
0:14:54	特に支援にせる、或いはちょうどピットにおけるですね、原燃料費以外の核物質の運用方法ですね。
0:15:02	品だけとは、他の燃料を同時に取り扱わないような話は、ここで言及させていただきますいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:12	以上です。ですねだからかくかく主要場所でこういう、こういうことがすべて書かれてて、
0:15:20	その各主要場所というのはすごい量がたくさんあるわけですね、確かに。
0:15:25	はい、おっしゃる通りです。なので、ちょっとそこは代表的な一つでいいんでこのそのこのまさにもう許可承認申請書に書かれている。
0:15:34	ものをちょっと一つぽんと入れていただくことができます。
0:15:38	はい。例えば、そうですね今の話ですと、碓井代表例として、
0:15:45	ピー・シー・エーにセルの記載とかを入れさせていただいて、他はちょっと省略という形で記載させていただくという形でよろしいでしょうか。はい。
0:15:55	これはCEOに千賀に書かれ、ごめん。規制庁の恩田ですが、
0:16:00	CA2セルに書かれているそのそれぞれのことは他のところにも共通で書かれてることだから記載は、
0:16:08	省略しますってことですね。
0:16:12	はい。はい。はい、了解じゃそれちょっとご検討いただけますか。
0:16:17	はい。
0:16:19	ご指摘承りました記載及びそういう形で直させていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。
0:16:28	それはちょっと次の質問にも係るだから貯蔵でも同じようなこと言ってますでしょ。
0:16:36	はい、なので、ここの驚異の面談資料上ちょうどだから、三つに、
0:16:44	何か、1の5ページか。
0:16:52	1、1の5ページの5ページの8ポツのところにも、はい。はい、おっしゃるような記載とさせていただきます。はい。
0:17:04	じゃちょっとお待ちくださいね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:26	じゃあよろしいですか次。
0:17:29	言ってもいいですかじゃ次は、ちょっとプルー井の話になりますけど。
0:17:37	だから、この資料 1、まず、まず、まず、申請書、
0:17:43	先生、その上で言いますと、
0:17:51	よろしいですか、申請書上と 3-1 ページ。
0:18:01	続けていいですか。
0:18:02	ガスクロマトグラフを、その 12 条の 2 の、
0:18:07	使用を終了し、維持管理中の設備の管理っていうところにガスクロマトグラフを設備として、
0:18:15	文言追加しているのは文字どおりガスクロマトグラフ維持管理中の設備として COM を管理するため、
0:18:22	ということなんですけれども、それはわかります。一方で今日の
0:18:29	今日の資料の今度は資料の 1-1 のほか、1-1 の方の、
0:18:35	ちょっと、
0:18:37	いうところでは、
0:18:53	1-1 のところでは、あれですね許可との整合許可と。
0:19:03	まずこれ、
0:19:05	はい。
0:19:06	4 日。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:08	使用許可と保安規定の記載整理表の 5 ページ。
0:19:14	配ろうガスクロマトグラフが許可書、申請書ではどう書かれているかと。
0:19:20	いうことを記載示して、
0:19:23	いただいておりますけれども、
0:19:26	このガスクロマトグラフはこの 5 ページの維持管理状態っていうところにも書いてあるんですけれども、
0:19:35	グローブボックス、
0:19:37	No.98 B 内で保管すると書かれておりますけれど、
0:19:44	これは 98 分についていうのはまだ下原液とか使用を継続してるグローブボックスっていうふうに理解してますけど、それは大丈夫ですか。
0:19:55	はい、プルセンターナカミチですけども、ご認識の通りでして、グローブボックス No.98 の日は、現在使用中のグローブボックスになります。はい。
0:20:05	規制庁の本田です。ありがとうございます。そうするとですね、ちょっと保安規定の方の、今の現状の保安規定では
0:20:15	第 3 件の 11 号、11 条とか 12 条ってグローブボックスを点検するか、管理しますっていう、
0:20:25	いう条文だと思うんですけれども、その
0:20:30	11 条とか 12 条ではその維持管理中の設備も対象としますよと。
0:20:36	いうふうに読めるんですけど、ガスクロもこれの対象になりますよっていうことで理解でいいですか。
0:20:45	はい。12 条の 2 のところで、維持管理事務設備の管理ということを徳田しておりますので、そこの中に変えたということです。
0:21:06	越冬

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:08	だからガスクロマトグラフも点検しなければならぬって書いてあるんで点検の対象になりますよと、そういうふうに理解しましたけど、よろしいですねじゃね。
0:21:21	その認識でいると考えております。わかりました。はい、ありがとうございます。
0:21:28	ちょっと待ってください。
0:22:16	ありがとうございます。規制庁の方ですとね、あと、プル燃のほうで
0:22:23	b u y 廃棄物の保管能力をちょっと変えてると思うんですけど、これ、ちょっとまず申請書で、
0:22:35	金銭面、申請書では、
0:22:42	3-7 ページ。
0:22:52	よろしいですか 3-7 ページです。
0:22:58	いいですか。続けますけどこれは今日の資料の、ちょっとすいません許可の外カードの関係能勢。
0:23:07	説明あるんだけどこれはちょっと何ページになるかという、
0:23:15	4 ページ。
0:23:21	大津プルセンターの例でございます。今の大保委員で 11 ページ目が、思います。26 ページ。
0:23:31	1112 ですね。はい。はい。
0:23:39	横田の申請書と、今日の 1112 ページをちょっと見比べてもらいたいんですけど、比べてちょっと比較になっちゃうんですけど、
0:23:51	注の 2 って、今回達してるじゃないですかコンテナに封入した固体配偶済みを保管するっていうふうに、
0:24:01	これは、はい。許可、許可、つまり申請書の記載との関係でいうとどういふふうに見ればいいんでしょうか。
0:24:22	はい、プルセンターのマルヤマでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:25	申請書との記載でございますけども、はい。
0:24:30	先ほどの資料の 12 ページに、はい。右側の記載指示の記載のところにございますけど、そちらの表の設計仕様のところですね。
0:24:43	はい。そここのところのオオキサイ。
0:24:47	が、こちらの部分に該当すると思うんです。次に、12 の根拠は、設計仕様のところの記載であります。はい。はい。そういう説明ですか。
0:24:58	はい。
0:25:04	なかなか規制庁の本田です。なかなかこう理解がなかなか難しいんですけど、
0:25:11	沖今
0:25:16	ちょっとかみ砕いていると、どういうことですか。
0:25:21	どうどうなります。
0:25:40	プレゼンター。
0:25:43	プレゼンターの品質保証課のキクノと申します。はい。よろしいでしょうかはいお願いします。もしお手元にですね、この仕様の変更許可申請の、
0:25:56	先ほど許可をもらった 2 月に許可をいただいた新旧対照表、第 2 開発室っていうのが見られますでしょうか。
0:26:06	兼子知、使用許可の方ですよ。ちょっとお待ちください。はい。
0:26:16	添付 1-10 ページ。
0:26:20	を見ていただくと、あとは、ところが、ちょっと待ってください。はい、わかりました。
0:26:30	北野さんそれって、胸痛言ってできます。
0:26:35	できるでしょ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:39	あ、すみません画面共有は申し訳ないんですけど今ちょっとできません。ちょっとお待ちください。
0:26:45	クリニック。
0:26:50	ちょ、じゃ、ちょっと待ってくださいねすみません。
0:27:32	あ、すみません、規制庁の方で添付のページ数をもっかい後日お願いします。
0:27:46	はい。第2開発室の許可書の新旧対照表のですね、添付の1-10ページ、添付1-16。
0:27:58	はいちょっとお待ちくださいだしマースはい。
0:28:11	これ、添付1-18でましたけど、これ遮へい評価のですね、やったときの遮へい条件になりまして、評価条件になりまして、こちらのですね一覧表の中の下から12345、五つ目にですね、
0:28:28	椎野140°Cの141、固体廃棄物保管室1と他、保管室にっていう、こちらの遮へい条件が載ってまして、こちらがコンテナが150基とコンテナは240基ということで、
0:28:43	コンテナのみを置くということで、このような遮へい評価をしております、こちらの方がですね明確にこの部屋ではコンテナしか置きませんというふうな英語となっております。
0:28:56	清町の本田ですそういう千島湖今お示しいただいたところでも、コンテナのみを置く、OKないっていうふうにもう国井さんの方で何か決めているわけで、
0:29:08	そういう運用をするってことなんですねこれからね。
0:29:12	はい。おっしゃる通りです。プレゼンターのキクノです。はい。
0:29:18	ちょっとお待ちくださいすみません。
0:29:35	規制庁のホンダで佐野でありがとうございます説明、刀禰ちょっと今日いただいたいわゆる12ページの説明だけだと、
0:29:46	ちょっと今私みたいな疑問が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:49	出てますがいずれなので、今お示しいただいているところの、
0:29:57	あれか。
0:29:59	この、
0:30:01	今日そのものをもうぺたっと張っていただいてこれに基づいて、この評価に基づいてるっていうことを、
0:30:09	今日の12ページのところで、
0:30:11	示すっていうことは、5件は可能ですか。
0:30:16	はい。プレゼンターのキクノです。おっしゃる通りこちらの中にですね、こちら引用しましたということで、この表に追加したいと思います。
0:30:29	い。
0:30:31	はい。規制庁の方ですとちょっと、よろしくご検討よろしくお願ひしたいと思います。
0:30:57	清掃の本多里ですね同じ。
0:31:01	延長申請書では3-7ページで今日の説明資料でいうと、1-1の、
0:31:10	やっぱり同じく12、12、
0:31:15	21ページ12ページどちらでもいいんですけど、
0:31:19	C-136っていう部屋は、
0:31:26	日比大木に封入する前の固体廃棄物を保管する場所っていう欄では、バーになって、
0:31:35	いますけど、
0:31:41	これは、このバーになってるのはその許可申請書との関係にいうとやっぱりちょっとどういう、どこを変え、理解すればいいのかちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:50	ご説明いただけますでしょうか。
0:32:27	はい、プルセンターのマルヤマでございます。ですね。
0:32:33	まず、こちらに関する記載の関連ですけどもを、
0:32:39	本日の資料の1-1-2ですかね強化保安規定との整理表の中の11月4日、
0:32:54	あ、
0:32:55	許可、許可と保安規定の整理をごめんなさいどうぞ続けてください。ページ数はもっかいお願いします。
0:33:02	はい。1112ページ。はい。こちらの右側の許可書の記載のところでございますけども、こちらに
0:33:13	まず11ページですと、容器に封入する前の答え廃棄物を保管する場所として部屋名が記載されております。はい。はい。で、12ページに行きますと今度は容器に封入したこと廃棄物を保管する場所という形で記載されております。
0:33:29	今回は
0:33:32	約5歳今ご質問のC-136に関しましては、
0:33:37	12ページのところに、試験、固体廃棄施設の名称といたしまして、試験検査室Bと、
0:33:48	いう記載がございますこちらが部屋番号で言いますとC-136になりますのでこちらは、これ、不要木に封入した固体廃棄物を保管する場所として取り扱っていると。
0:33:58	ということで、11ページに戻っていただきますと封入前の場所にはそういった当該室の飛田の記載がございませんので、表で言いますと横ば、都丸との関係がこのところで整理されていると。
0:34:11	いうふうになっております。以上です。
0:34:17	ありがとうございます。規制庁の本田です。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:34:20	ねそれで、
0:34:24	申請書、
0:34:26	申請書をちょっと見てもらいたいんですけど。
0:34:30	3-7 ページの変更前の表では、今の C 136 っていうのは確かにごめんなさい。
0:34:38	バーと 0 っていうなって、保管能力のところ 188 っていう書いてある、あると思うんですけどこれが、
0:34:46	変更になると、保管能力のところはバーになっちゃってるんですけど、
0:34:53	これが、
0:34:55	どう理解すればいいんでしょうかご説明いただけますか。
0:35:00	はい。そちらの場所でございますけども、
0:35:04	まず当該室の運用に関しましては、この部屋につきましては封入したものを取り扱うという部屋ではございますが、
0:35:15	保管を行わないということで、運用上ですね、通常の廃棄施設の中でも区分け考え方分けて運用しております。
0:35:27	そのためにですね、その辺、そういった運用がわかりやすくなるようにということで今までは 188 含めて内数のかような形での記載ということで、表を含めて整理しておったんですが、
0:35:40	今後オオキサイ含めて適切になるようにということで 136 を切り離しまして、この部屋は、実際運用上は保障措置を運用するために、廃棄物を測定する測定器が置いてある部屋なんですけど、その測定のための
0:35:57	をするときのみ廃棄物を持っていくということでそれ以外のときにはこの部屋に廃棄物が存在しないという形になりますのでこういった形での横版の記載というふうにさせていただきます。以上です。
0:36:11	院長の方ですありがとうございます江藤知事の今説明してくださって、わかりました。つまり、
0:36:18	この C 136 という部屋はちょっと繰り返してごめんなさい。申し訳ないけど運用では廃棄物中の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:25	核物質の測定をのみを行う部屋であって、いわゆる保管する場所ではないので、
0:36:31	それがわかるように、それを豆この今日においても明確にしてここは、
0:36:36	136 での保管能力というのはバーにしましたよと。
0:36:41	そう理解しました。
0:36:44	いいですか。
0:36:45	はい、ご理解の通りでございます。変更事由で書けないですかね。
0:36:53	系統の方です。その辺はあれですかちょっと、今日の資料の
0:37:08	えっと今日の 1-1 ページ、1-1 の資料においてどっかでちょっと、何ヶ所か説明って可能ですか。
0:37:18	すいません。
0:37:19	はい。プルセンターの丸山でございます。今ご説明させていただきました内容につきましては、今日日本の資料の 1-1 のところですね変更の妥当性の欄にですね、
0:37:32	今の旨がわかるような形での記載として載せていて、いきたいと思います。
0:37:41	以上です。
0:37:42	なるほど。
0:37:46	方向の妥当性なんですね了解です。
0:37:53	えっと、
0:38:11	うん、変わらない。
0:38:48	あ、ヘイトの恩田ですありがとうございますじゃちょっと以降はですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:54	ちょっとこれ、今日いただいた資料の中でちょっと、はい。
0:39:03	追記して追記していただきたいなと思うところをちょっと述べますのでちょっとお待ちいただけますか。
0:39:21	規制庁のホンダでセットじゃまず資料1-1からちょっと申し上げたいと思います。
0:39:28	今年、
0:39:32	最初の資料の保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表というのが、
0:39:39	あると思うんですこれの、
0:39:41	8ページ開いてください。
0:39:56	よろしいですか。江藤。
0:40:01	8ページの真ん中にですね、一方、
0:40:10	5ポツで、核燃料物質等の使用前集合に確認すべき取り扱いに必要な事項について、
0:40:17	定められていること。
0:40:20	該当なしってなってますけれども、これどっち、黒瀬。
0:40:28	はい。ちょっと待って。
0:40:35	制限量の表がですね、保安規定第三条第五条の使用の制限等、
0:40:45	という条文があるんだけどそこの紐づけになるんで、ここは僕、第5区5項は制限量の表っていうのは非常に関係が深いと思うのでこの世帯が該当なしじゃなくて、その制限量を表す表。
0:41:03	該当するのかと考えてますんで、制限量の表を全部乗っけるわけにいかないと思うんでそこ工夫して下さって結構なので、制限量の表は、この第5項に紐づいてますっていうことがわかるような記載を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:21	いただきたいんですけどもいかがでしょうか。
0:41:27	プルセンターのマルヤマでございます。承知いたしましたそのような形で記載したいと思います。
0:41:34	清町の恩田です。ありがとうございます。
0:41:40	はい。
0:41:43	同じ、ちょっと待ってます。
0:41:49	と同じ、
0:41:53	精査基準との整合、審査基準との整理表の中の、
0:42:03	10 ページ。
0:42:13	よろしいですか。ここに 5 期 10 ページの 9 ポツで、上の方の 9 ポツで、汚染拡大防止のための放射線上、放射線防護上必要な措置が定められていること。
0:42:25	のところは該当なしということなんですけどもちょっと先ほど出たガスクロマトグラフ
0:42:32	については、
0:42:34	維持管理中の設備ってということで移行してね、管理これから管理されるわけですけども、
0:42:42	本規定の台数 13 編の 11 条と 12 条ではその C、
0:42:47	維持管理中の設備であっても点検したり、
0:42:56	をしたりするということで、ここで汚染拡大防止のための処置室、放射線防護上の措置がとられて、佐田とられるということを考えられますんで、
0:43:10	そのちょっと記載の仕方をちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:15	また、
0:43:16	他もご検討いただきたいんですけどガスクロマトグラフに対して 1000 拡大防止のための措置をとりますよということがわかるようにここもちょっと追記。
0:43:26	していただくことはできますでしょうか。
0:43:35	プルセンターのマルヤマでございます。承知いたしますそちらもちょっとガスクロとの関係わかりやすく整理いたしまして記載いたします。以上です。はい、ありがとうございます。規制庁の本田さんありがとうございます。
0:44:04	続きまして資料 1-1 の、その後ろの方の資料になるんですけど保安規定に期待、規定すべき。
0:44:15	事項の確認表っていうのがあると思いますが、よろしいですか。
0:44:30	これの、この紙確認書の 1 ページの下の方で、
0:44:35	④番。
0:44:42	放射線
0:44:44	線量等の監視並びに汚染の除去っていうところがありまして、もともとこれは何を言ってるかっつたらその維持管理設備に移行するガスクロマトグラフの、
0:44:55	についての記載なんですけども、ここの保安規定の該当箇所っていう、右端のところ、今ちょっと直前に言いました保安規定第三条の 11 条と 12 条で括弧変更なしと。
0:45:10	いうことを、
0:45:13	追求していただくことによってそのガスクロに対して放射線用途の監視、或いは汚染拡大の防止の措置が、
0:45:23	図られているということがいえると思うので、記載していただくこと。
0:45:28	はいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:36	トップセンターナカミチです。承知しました。
0:45:42	はい。規制庁の本田ですありがとうございます。
0:45:46	次、
0:45:48	続きまして同じ
0:45:55	保安規定に規定すべき事項の確認表の、
0:46:00	4 ページ。
0:46:08	2 ポツで、留守 1 開発室で、可搬型中性子を破壊測定装置、
0:46:19	ていうのを、地域していただいてそれを使った、
0:46:23	分析試験というのをを行うわけですけどもこの②の使用施設等の操作っていうところにおいて、この左端、右端の保安規定の該当箇所には
0:46:34	保安規定第三条第 5 項の第五条。
0:46:38	は、これは何だっけしよう。
0:46:41	この制限とかってそういう条文だったと思うんですけども、ここで
0:46:46	その制限量っていう表との紐づけとともに
0:46:52	可搬型中性子線社会装置についてもその制限量幾らですっていう。
0:46:57	規定を、ここで規定してることになってますんで第 5 条をここで追記していただきたいんですけどいかがでしょうか。
0:47:16	プルセンターのマルヤマでございます。承知いたしました。追記させていただきます。はい。はい、規制庁の方でありがとうございます。
0:47:32	で、やはり同じ資料の、今度は 8 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:44	ここで応募、
0:47:47	固体廃棄物保管能力とか、あと、
0:47:51	工程室の名称変更ということで、
0:47:54	⑧番で放射性廃棄物の廃棄ってということを挙げてくださっていいと。
0:48:02	保安規定の該当箇所ってということで、二つ条文とか表を挙げてくださってるんですけども
0:48:12	その放射性固体廃棄物の、その措置、
0:48:18	講じる措置については、本規定第3編の27条と、
0:48:25	第3編27条の2で、と述べていると思います。なので、これも当然ねこの二つの条文変更ないんですけども、この保安規定の該当箇所というところには、今の二つの条文を
0:48:39	加えていただくことを、を加えていただきたいと思いますがいかがでしょう。
0:48:47	プルセンターの丸山でございます。承知いたしましたそのように追記させていただきます。
0:49:12	誤りました。いただきます。すいません聞こえてましたごめんなさい。ありがとうございます。よろしくお願いします。
0:49:57	規制庁のタツモトです。江藤申請書で教えてください。申請書の2-2ページ、ちょっと先ほど本田の方からもあったんですけども、
0:50:08	第8条の貯蔵の制限のところ、
0:50:12	町道のこと、今第1項が第4項に書かれていて、5ポツ、今回出されるところには、貯蔵ってというような形での表現は特段ないんですけども、
0:50:25	衛藤。
0:50:28	まず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:32	なんかこの他の1項から4項と同じように何か貯蔵に係るものなんですかっていうのはわかる。
0:50:39	まず貯蔵されるんですけど。
0:50:43	業務
0:51:02	1 タツモトです。音声は聞こえてますか。
0:51:09	すみません C P F ヤノと申します。ちょっともう1回、
0:51:14	すみません。はい。ごちゃごちゃ言って申し訳ないです。規制庁タツモトです。今申請書2の2ページで、第8条に貯蔵の制限っていうのがあるんですけど、
0:51:24	この新しく入れる五行での貯蔵っていうのは、どこで、
0:51:30	何を貯蔵されるのでしょうか。
0:51:35	はい。ごめんなさい申請書と言われているのは、保安規定の変更申請。
0:51:42	もう、申請書という趣旨でよろしいですかね。はいそうです。すみませんちょっと間違えて使用許可申請書の方を今一生懸命見てたんですけども
0:51:54	新しく入れるものは、さっきの許可でいただきました、1F 燃料デブリ、
0:52:00	福島第1原子力発電所で取れる燃料デブリのサンプルなんです、が、それを1グラムですね、施設の中に入れることになります。貯蔵施設としては、
0:52:13	我々が持つセルの下部にあります老舗の下部にあります品貯蔵ピットというところで、照射済み燃料等への貯蔵できる品のピットがあるんですけど、
0:52:24	そちらにあったら改めて補新しく保管するということになります。以上です。
0:52:31	規制庁のタツモトです。すみません。繰り返し確認させてください。保管する場所、場所は、貯蔵姿勢、貯蔵室の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:52:41	セル内貯蔵施設って言いました。
0:52:46	ごめんなさい。C P F ヤノと申します。
0:52:53	背貯蔵する場所はですね、年にセルの下部にございますピン貯蔵ピットというところになります。
0:53:02	タツモトで 15 です。あのですね、貯蔵の制限の、今この八条のところを見ると、
0:53:10	例えば、第 3 項であれば、セル内貯蔵施設 1 及び (2) で貯蔵するっていう貯蔵する場所が書いてあったり、
0:53:26	今書いてあって、どこで調査をするのかがわかる、今までのやつはわかるなと思ったんですけど、今回のこの 1F 燃料デブリはどこで、
0:53:37	所蔵するっていうようなことがわかりにくいなと思ったんですけど、
0:53:44	そこは江藤、同じように貯蔵する場所。
0:53:48	どういう場所で、どういう制限をかけるっていうのがわかりやすいような表現にするってことは可能なんでしょうか。
0:53:57	はい。C P F 等と申します。貯蔵設備に関しましては、
0:54:03	この規程上ではですね、第 2-2 の (2) の表と、C P F の長最大貯蔵能力という表がございます。
0:54:13	すいません藤。
0:54:15	申請に添付している新旧代表庄野ですね、対照表のですね 2-6 ページを、
0:54:21	ご覧いただければわかるかなと思いますが、こちらで貯蔵する燃料に対して、どれぐらいのキャパを持っているかということで、記載させていただいてございます。
0:54:34	今回追加しました 1 船レベル、
0:54:41	よろしいですか。はい。お願いします。はい。今回追加しました 1F 燃料デブリに関しては、
0:54:49	この表の中で、ピンとピットに貯蔵すべき。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:54	核燃料物質として、従来①から④までございましたが、あと⑤として、新しい追加しまして、
0:55:04	ビルピットヨッキの中で、最大1グラムへの彫像できるという形で、こちらの表で定義させていただいております。
0:55:13	他の年齢も同様にここで定義させていただいておるんですが、床チラーのところで、
0:55:19	運用上ははっきりわかるように書かせていただいたつもりなんですけど、いかがでしょうか。
0:55:28	静聴タツモトです。ありがとうございますちょっとお待ちください。
0:56:23	規制庁タツモトです。了解しましたありがとうございます。
0:56:32	えっと、次はですねえ。
0:56:43	放送申請書の、
0:56:47	2-4 ページ。
0:56:50	ごめんなさい2-3 ページですかね。
0:56:53	2-3 ページで、衛藤変更前の方なんですけど、No.132 G A - 1 A 1 B グローブボックス 50 ぐらい。
0:57:08	括弧ってというのがあって、
0:57:11	これは、
0:57:12	変更後の方に行くと、2-5 ページで、No.13 で、
0:57:19	J A 1 A 1 B グローブボックス 50 グラム括弧ってあるんですけど、これすいませんどころが変更箇所になってるんですかね。
0:57:31	はい。C P F ヤノと申します。技術的な観点では変更にはなってございません。並行流の通り書かせていただいている通りで、
0:57:41	記載の適正化表形式の見直しということで、大変つまらない話で恐縮なんですけど、A4 の 1 ページにおさまらない部分が出てきますので、次の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:53	表が二つに分かれてございまして、
0:57:55	2 ページの表に対応したという、変更になってございます。以上です。
0:58:04	ページ聞こえですか。
0:58:09	清タツモトです了解しました。
0:59:49	規制庁タツモトです。
0:59:51	IV。
0:59:53	これの申請書の表の見方を教えて欲しいんですけど、申請書の、
0:59:59	例えば 3-4 ページであれば、今、F-103 の部屋番号にあるものは、解体撤去するものなのでということで削ってある。
1:00:13	している一方で、
1:00:16	例えば、3-6 ページですか。
1:00:23	3-6 ページとかに行くと、解体撤去するものですってこう注意書き読んで、その解体撤去するっていうふうな記載をしていて、
1:00:35	この削除するもの等注意書き読んでい入ってるものとの表の中でのその区分けっていうんですかね、考え方の違い的なところを教えてください。
1:01:11	はい。プルセンターの浅香と申します。お話のありました第 3-1-(9) 表についてですけれども、
1:01:21	F-103 につきましては、現在回収設備という設備区分に入っております。解体適用するということで、そちらの設備区分からまず記載を削るということを行っております。
1:01:33	2 点目にありました、第 3-1 の両 (11) 表こちらその他の工程等という設備区分の表になってございまして、そちらのうち、注釈の 4 番解体撤去する設備というふうな、
1:01:46	記載の、を行っておりますのでそういった整理をして、二つの表でそういった関係になっております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:04	生徒のホンダですありがとうございますだからその二つの、
1:02:11	二つのっていかグローボックスの状態をご説明していただければいいんじゃないの
1:02:15	一方ではもう済んだもの。
1:02:17	一方は、これから解体撤去作業するから、それなりの管理するっていう、
1:02:25	状態としてはそうですね確か。
1:02:53	当センターの浅香です。第3-1-11表についてですけども、まず表の上段の方にありますA-104につきましては、
1:03:06	グローボックスのW-4W-5、Wの6-16-2について解体撤去が完了したということで、記載の方を削っております。
1:03:16	続いて、表の下部の方にありますF-103のグローボックスにつきましては今後解体撤去を行うということで、こちらの表に追記をして、今回記載を、
1:03:27	付け加えておるとい、そういう整理になっております。
1:03:36	ずれてます。
1:03:39	社長の本田さんありがとうございます。だからちょっと、
1:03:44	第3の1の11章から削ったものはもう、もう、もう解体撤去済んで、
1:03:53	もうないのかしらグローボックス自体はもう、もう、解体物になっちゃってるっていう理解でいいですかね。
1:04:02	鳥居センターの坂尾です。
1:04:04	おっしゃる通りでございます。
1:04:07	成長の本来ありがとうございます、
1:04:10	上、F-103のグローボックス何種類かはまだ存在してて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:18	これから
1:04:20	解体撤去しますということですよね。
1:04:25	プルセンターの坂です。おっしゃる通りです。
1:04:29	はい。ご説明ありがとうございました。少々お待ちください。
1:05:26	それ、
1:05:28	すべてをタツモトです。ちょっと私から最後1点なんですけど、申請書の3-7ページ、最後ですかね。
1:05:37	最後のページで、
1:05:39	0-104とF-104を新しく、4期に封入した固体廃棄物を保管する場所0で、保管能力1584、
1:05:54	てっていうのが出されてるんですけど、これはどういう経緯で今これ出されてるんですしたっけ。
1:06:13	プルセンターのマルヤマでございます。こちらの経緯でございますけども、本日の1-1-2の資料、
1:06:22	許可と保安、使用許可と保安規定の記載整理表。
1:06:28	の方をご確認いただきたく思います。こちらのですね、
1:06:35	10、
1:06:42	11ページ。
1:06:47	ね、11ページですね。
1:06:49	11ページの方の右側、今回許可をいただいた時の申請記載としていただいて、記載させていただいておりますけども、
1:07:00	違う、すいません、12ページですね、12ページのほうの記載にあります通り、そこの右側の表の設計仕様のところですね、こちらに間中下段表の設計仕様の記載の下段、中段から下段にかけてのところに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:17	固体廃棄物の保管能力といたしましてドラム缶換算で約 1584 本。
1:07:24	こちらに保管するということで、記載をさしていただいておりますその部分が左の方今回の保安規定の変更箇所としての方での四角でくくっておりますけども、
1:07:37	1584、こことここが繋がるような形になっております。以上でございます。
1:07:56	規制庁タツモトです。了解しました。江藤は許可の方で、
1:08:02	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所として、1584、
1:08:08	こういうのを、
1:08:09	取って、それを
1:08:13	踏まえて本規定がもう、
1:08:16	直に行っている。
1:08:20	という理解でよろしいですかね。
1:08:23	プルセンターの丸山でございます。その理解で問題ございません。
1:08:28	はい、ありがとうございます。
1:10:21	いいですか。はい、規制庁の方を渡しましてちょっと今日のまとめ中間のを改めて確認させてください。
1:10:30	衛藤。
1:10:32	でも、
1:10:38	1、資料表の 1、資料の 1-1 ページ、1-1 の方の、ちょっと順番はちょっと発言の順番で行かさせていただくと。
1:10:48	許可、使用許可と保安規定の記載整理表の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:57	12 ページ。
1:11:01	いいですか 12 ページ、ここで、
1:11:07	その変更後の、
1:11:08	円保安規定変更を、の内容と、申請書の記載の関係をちょっと、
1:11:16	今日確認させていただいたんだけど、今日まさに申請書のここです。 或いは、こういう運用なんですってお話承ったので、まず、
1:11:28	申請書の添付 1 の中の表ですかね
1:11:35	コンテナしか置かないですっていう条件になってるという部分を、ちょっとここで示していただくっていうお話と、
1:11:44	あと、C-10163 の
1:11:48	運用については、その変更の妥当性というところに、午後ご説明いただくと。
1:11:57	いうことがこの二つなんですけども、まず、この認識は、
1:12:04	合ってますでしょうか。
1:12:08	はい。鳥居センターの丸山でございます。はいこちらもそのような形で理解しております。はい。ありがとうございます。それで、
1:12:19	次は、1、資料 1-1 で、
1:12:32	えっと、あれですか。
1:12:37	保安規定の審査基準と保安規定の記載、整理表の
1:12:45	8 ページ。
1:12:54	8 ページ真ん中辺の 5 ポツ、核燃料物質等の使用前使用後のに確認すべき取り扱いに必要な事項っていうことがあるんですけどここは該当なしとなっておりますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:10	制限量のね、
1:13:12	昭和、この
1:13:15	保安規定の第五条の使用の制限との紐づけていうことになりますんで、
1:13:20	その制限量の表がいろいろ変更されてるんでここもいろいろ、その制限量を示した表がたくさんあるのは承知してるので代表的な1個入れていただいて、
1:13:33	入れていただくということ。
1:13:36	それから、
1:13:42	越冬
1:13:46	10 ページ、19 ページ、
1:13:52	9 ポツの汚染拡大防止のための放射線防護上の必要な措置っていうところはガスクロマトグラフについては
1:14:01	点検をしたりするという規定がもうすでにありますんで、それとの関係においてここでは、ガスクロマトグラフのことを書いていただくということ。
1:14:13	それから、
1:14:16	これは資料が変わって、
1:14:25	うん。
1:14:26	保安規定に規定すべき事項の確認書。
1:14:31	になりますけどこれの、この1 ページ、1 ページ。
1:14:37	0 下の方の④番の線量等の監視並びに補正の除去のところの欄の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:46	保安規定の該当箇所、ここにガスクロマトグラフの
1:14:52	点検、
1:14:53	称するとか管理をするっていうような条文 11 条と 12 条ですかね、を入れていただくという話。
1:15:02	あと、
1:15:05	パッと
1:15:09	あと 4 ペイジー
1:15:14	遠方。
1:15:24	あれ。
1:15:32	4 ペイジーの、
1:15:40	すいません、②の
1:15:44	使用施設等の操作において、
1:15:47	第五条、
1:15:49	保安規定第 3 編第五条、使用の制限っていうのを加えていただくっていうの。
1:15:57	それから、
1:16:03	を、
1:16:05	8 ページにつきまして、⑧下の方⑧番。
1:16:13	放射性廃棄物の廃棄。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:16	ということです。
1:16:18	その放射性固体廃棄物の具体的な管理措置っていうのが保安規定第3条、27条、
1:16:27	第3編27条と第3編、27条の2に、
1:16:31	規定がありますんでそれを加えていただくと。
1:16:35	以上になりますけれども、ご認識はいかがでしょうか。
1:16:44	プルセンターの丸山でございます。今いただきましたところをこちらとしてもそのような形で理解し修正させていただきます。
1:16:51	はい。
1:16:54	規制庁の本田ですありがとうございますそうするともう1回ですね面談をさせていただいて改めて面談させていただいて、このように修正したっていうことをちょっと面談でやりたいと思っておりますけれども、
1:17:10	めどとしてはどのぐらい後を、
1:17:14	考えればよろしいでしょうか今日、今日この場でちょっと難しいってことであれば
1:17:21	明日、
1:17:23	調整ってことになると思うんですけどいかがですか。
1:17:30	バック先の方で阿部主幹、柿崎のちょっとめどが立ってないなら私ここ調整という形にしておりますけど現時点でもし明確にいえるんだったら発言をお願いします。ちょっとカクサケンです。別途安楽形で調整させていただきます。
1:17:44	わかり、規制庁の方です。承知しました。
1:17:48	よろしいですか。はい。規制庁の本田です。規制庁からは特に
1:17:55	本件に関しては確認事項と、当然、以上でございませぬ。何か。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:00	格差現象機構さんの方から何かありますか。
1:18:04	関書記高野ヒガシです。各本部から特にございません各先の方で何か確認したいことがございますか。
1:18:14	はいこちらもありません今日のコメントを踏まえて、対応させていただきます。
1:18:19	はい、規制庁の方ですありがとうございます。それではですね保安規定の変更認可申請に関する面談はこれで、
1:18:31	一旦終わりいたします。どうもありがとうございました。
1:18:37	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。